

栃木市における 再犯防止の取組みについて

令和6年10月18日（金）

地方公共団体における再犯防止の取組みを促進するための協議会
（関東ブロック） 資料

栃木市福祉総務課 主事 添田 昂平

目次

- 1 はじめに
- 2 栃木市の概要
- 3 栃木市再犯防止推進計画
- 4 おわりに



1 はじめに

再犯防止に関する取組を推進するにあたり、重要だと思うこと。

「正しく理解すること
(理解してもらおうこと)」

1 はじめに

「何を？」

「再犯防止」に関する取組・・・の前に、
「犯罪をした人等が、どのような経緯で、
地域に戻ってきているか」

⇒ 矯正施設・刑事施設、保護観察所、
保護司等が、どのような取り組みをしているか。

1 はじめに

「なぜ？」

「再犯防止」のイメージ

=ネガティブなイメージ？

地域社会の中での「息の長い支援」の第一歩は、
「再犯防止」「更生保護」を正しく理解すること。

1 はじめに

～気づきの経緯～

とちぎ・リスタート支援プロジェクト（※）を、
「再犯防止推進計画策定部会」と位置付ける。

⇒顔の見える関係性。関係団体の取組みを聞き取りした結果、

- ・「知っているようで、知らないことばかり。」という気づき
- ・「我々の取組みを、正しく、理解してほしい」という思い

※「とちぎ・リスタート支援プロジェクト」とは

刑事施設等の満期出所者や栃木明德会（更生保護法人）の退所者のうち、栃木市内での居住を希望する人の支援を実施。

－構成－

更生保護法人栃木明德会・栃木刑務所・宇都宮保護観察所・栃木保護区保護司会
栃木市更生保護女性会・栃木市社会福祉協議会・栃木市。

1 はじめに

「どうやって、知ってもらうか」

栃木市再犯防止推進計画の活用

⇒ 羅針盤、指針、ハンドブック的な位置付け。

「誰に、知ってもらうか」

地域住民・・・というと広すぎるので、より具体的に。

- ① 更生保護女性会など、更生保護に関わる地域住民
- ② 民生委員児童委員など、福祉に関わる地域住民
- ③ 自治体職員

2 栃木市の概要①

(令和6年9月末現在)

◆人口：153,377人（67,718世帯）

◆面積：331.50m²

◆特徴：豊かな自然環境や、市街地に並ぶ蔵造りの街並み（蔵の街）を活かした観光産業。県内有数の農業地帯であり、農産物等を活用した地域ブランドの活性化にも力を入れている。

◆再犯防止に関する取り組み
社会を明るくする運動への協力
矯正展、展示即売会への後援



2 栃木市の概要②

栃木刑務所

明治5年、栃木囚獄として設立。
同39年、女子受刑者を収容開始。
全国の女子刑務所のうち最大の施設。



更生保護法人 栃木明德会

女性専門の更生保護施設
明治41年、町内の住職らが免囚保護の目的で
事業を開始。同43年、栃木刑務所敷地内に、
前身である「栃木保護会」を創設



3 栃木市再犯防止推進計画

第2期計画（令和7年度～令和11年度）の策定に取り組んでいる
（第1期計画（R3.2月策定）は参考資料として配付しています）

国の指針をもとに、以下の7つを取組みの軸として整理。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 栃木刑務所の取組み | 6. 学校等と連携した |
| 2. 住居の確保 | 修学支援の実施 |
| 3. 就労の確保 | 7. 再犯防止に向けた基盤の整備 |
| 4. 民間協力者の活動の推進 | |
| 5. 地域による包摂の推進 | |

3 栃木市再犯防止推進計画

単体の取組み（事業）ではなく、

「関係団体・機関全体の取組み」にスポットを当てる。

⇒ 栃木刑務所、保護司会、協力雇用主会、更生保護女性会、
栃木明德会の取組み内容を紹介するページを新たに追加。

特に力を入れている取組方針

1. 栃木刑務所の取組み
2. 民間協力者の活動の推進
3. 地域による包摂の推進

3 栃木市再犯防止推進計画

栃木刑務所の取り組み

現状と課題

栃木刑務所は、年齢や国籍、犯した罪や刑の重さなど、様々な受刑者が収容されている。高齢者の割合も20%を超えており、個々の課題に応じた、再犯防止に向けた取り組みを行う必要がある。

取り組みの方向性

改善更生を図るための教育指導や、帰住先・就労先の確保、保健福祉サービスの利用に向けた調整等を行うため、関係機関とのさらなる連携強化を図る。

3 栃木市再犯防止推進計画

民間協力者の活動の推進

現状と課題

犯罪や非行の防止、犯罪をした人等の更生には、地域の方々の理解と協力が不可欠。

社会復帰支援の重要性の理解を促進し、地域社会で受け入れる土壌を築くため、刑事司法関係機関に加え、行政、地域の関係団体が一体となり、活動を推進する必要がある。

取組みの方向性

栃木明徳会や協力雇用主会などの民間協力者や、保護司会、栃木刑務所などの関係機関等の活動を支援し、更生保護活動の活発化を図る。

3 栃木市再犯防止推進計画

地域による包摂の推進

現状と課題

保健医療・福祉による支援を充実させるとともに、地域社会における「息の長い支援」の実現に向け、栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画との連携を図り、「地域共生社会」の実現を目指す。

取組みの方向性

高齢、障がい、生活困窮などの状況に応じた適切な支援を実施し、地域社会に立ち戻っていくために、保健福祉関係機関と連携し、重層的な支援体制の整備に努める。

3 栃木市再犯防止推進計画

地域による包摂の推進

保健医療・福祉による支援の充実

⇒相談につながりやすい体制・環境の整備

⇒重層的支援体制の整備

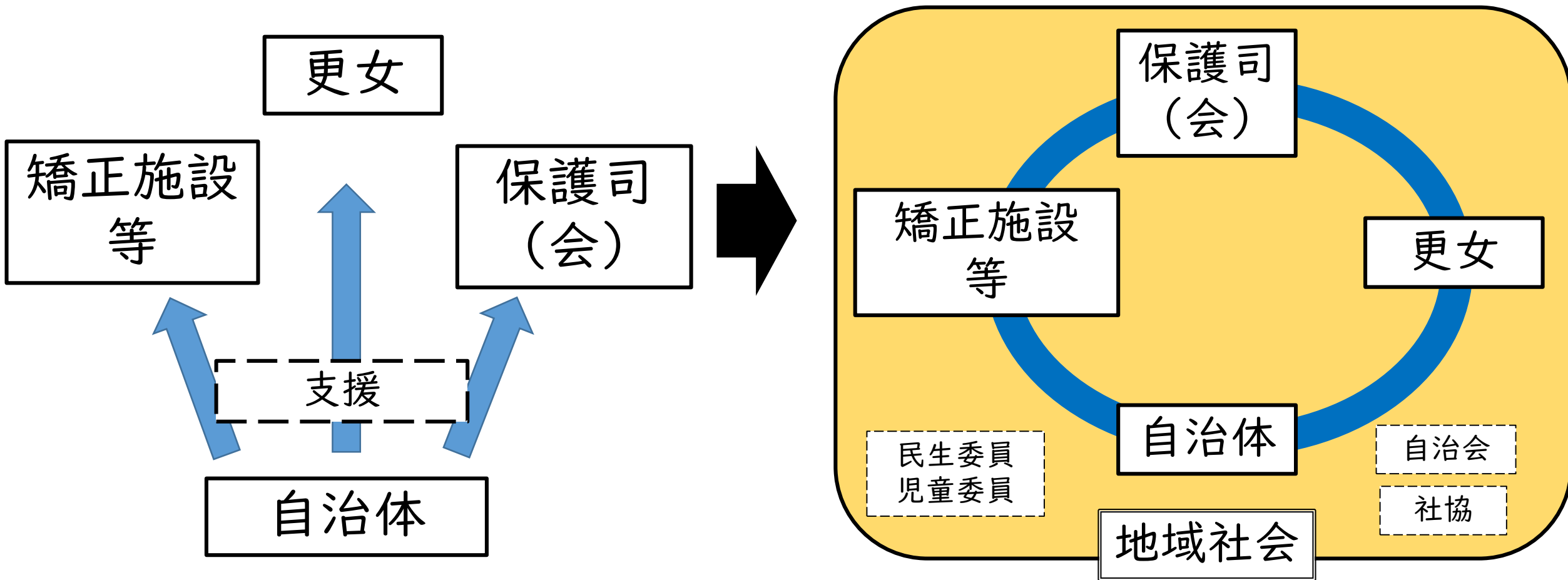
地域社会における「息の長い支援」

⇒「地域共生社会」を目指す取組＝地域福祉計画・活動計画

⇒結果として、「再犯防止」につながっていく

4 おわりに

再犯防止施策の展開イメージ



4 おわりに

自治体の役割は・・・

再犯防止の取組みを実施する関係機関との顔の見える関係づくり

地域住民に向けた、再犯防止の取組みの周知や、関係団体との

様々な取組みが「結果として再犯防止につながる」と理解すること

ご清聴、ありがとうございました。



栃木市再犯防止推進計画 概要

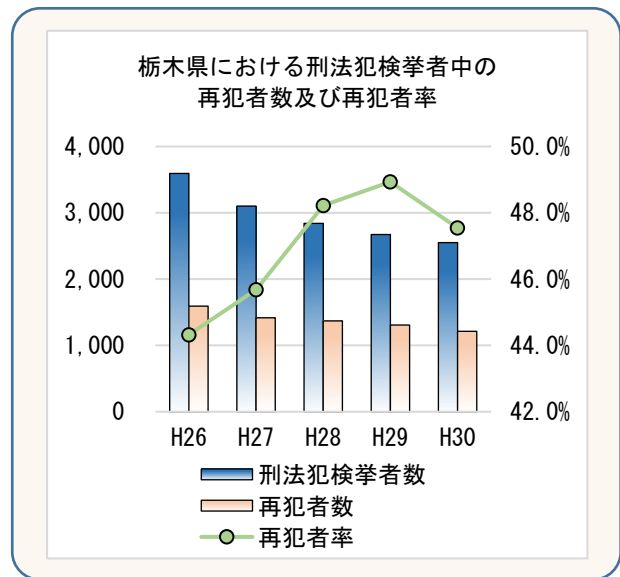
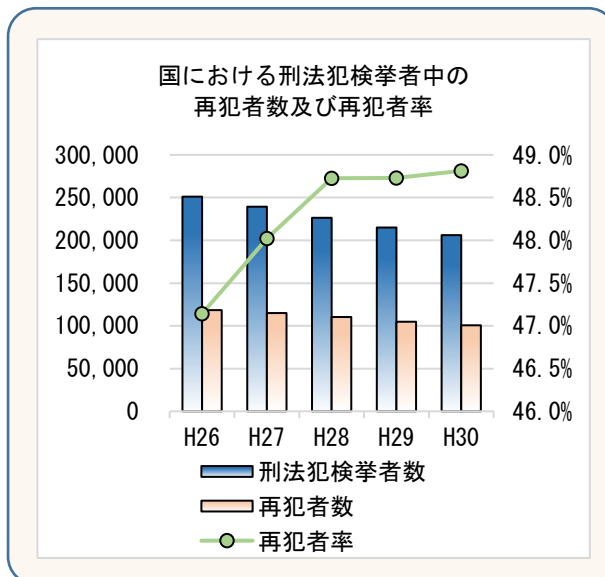
1 はじめに

犯罪をした人たちが、自分らしく健やかに暮らすための支援のあり方を明らかにすることで、「共生社会」の実現につなげるべく、その指針となる「栃木市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行が起きにくい社会の推進、誰もが安心して暮らすことのできるまち「自立更生の 夢を育む あったかとちぎ」の実現を目指します。

2 栃木市の再犯防止を取り巻く状況

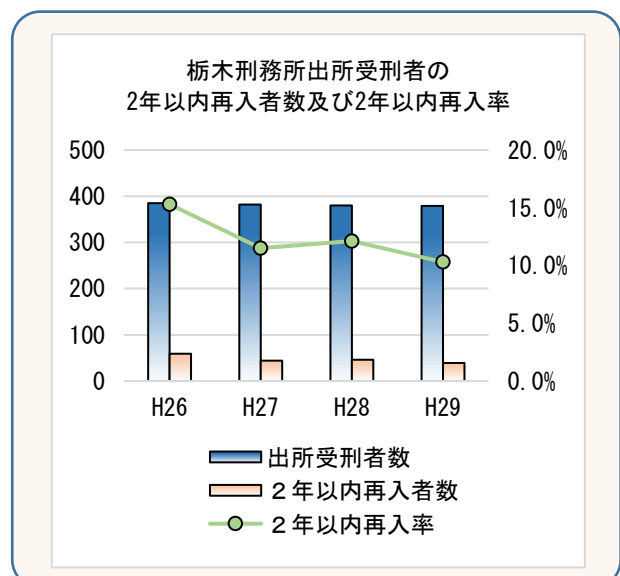
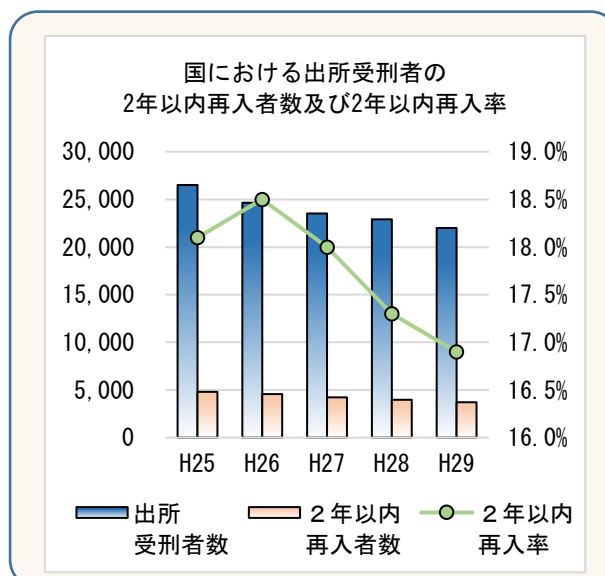
(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

国及び栃木県における、過去5年間（平成26年から平成30年）の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移。近年の再犯者率は48%前後で推移。



(2) 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

国及び栃木刑務所出所受刑者の、2年以内再入者数及び2年以内再入率の推移。国・栃木刑務所とも、再入率は減少傾向にある。



3 再犯防止推進計画

(1) 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項に定める計画として策定します。

なお、本計画については、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指すための基本的な取組みを定める包括的な指針とします。

(2) 目標

犯罪や非行が起きにくい社会づくりを推進し、誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。

(3) 計画期間

令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の対象者

再犯防止推進法第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」（以下「犯罪をした人等」という。）を本計画の対象者とします。

(5) 基本理念

「自立更生の 夢を育む あったかとちぎ」

福祉の最上位計画である栃木市地域福祉計画に掲げた「あたたかい栃木市を育むという思い」と、「自立更生への夢」を込めて基本理念とします。

(6) 取組みの展開

- ① 就労の確保
- ② 住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用促進
- ④ 学校等と連携した修学支援・非行防止
- ⑤ 民間協力者や関係機関等の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 栃木刑務所の取組み
- ⑦ 更生保護法人栃木明德会の取組み
- ⑧ 国・県・関係機関等との連携強化

4 取組みの展開

(1) 就労の確保

(取組み No. 01～09)

生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

重点 No. 01 市での雇用を通じた就労支援

宇都宮保護観察所及び栃木保護区保護司会と連携し、市役所においても保護観察対象者を短期的に雇用するなど、就労に向けた支援を行います。

No. 02 高齢者・障がい者の就労支援

No. 06 栃木市・壬生町合同就職面接会

No. 03 農業への就労支援の実施

No. 07 栃木市勤労青少年ホーム就労相談事業の実施

No. 04 母子・父子自立支援事業の実施

No. 08 いつここ就活講座の実施

No. 05 とちぎジョブモール巡回相談会・巡回セミナーの実施

No. 09 人権相談事業

(2) 住居の確保

(取組み No. 10～12)

刑務所出所後の適切な帰住先の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。協力団体や関係機関等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、的確な住居確保支援を行います。

重点 No. 10 市営住宅提供事業の実施

『「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪を犯した者等への公営住宅への入居について』（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）に基づき、居住の安定確保が必要な人に対して優先入居の取扱いを実施することが可能となっています。

重点 No. 11 高齢者自立生活支援事業の実施

低所得・低資産である高齢者等に対して、住まいの確保に係る相談や日常生活上の支援等を行っています。

関係機関等と連携・協力して、家賃が低廉な空き家情報の収集、入居支援事業、居住継続支援事業などを行うことにより、様々な課題を抱えた相談者に対して居住の場を確保しています。

No. 12 民間賃貸住宅家賃補助事業の実施

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進

(取組み No. 13～24)

高齢者、障がい者、生活困窮者など、様々な状況に置かれた人がいる中で、一人ひとりの状況に応じた、適切な保健医療・福祉サービスへつなぎ、安心・安定した生活を送れるよう支援します。

重点 No. 13 ワンストップ相談窓口設置の検討

出所した人等が支援策の情報を取得するまでの道のりを最短化するため、ワンストップ相談窓口の設置を検討してまいります。

重点 No. 14 生活困窮者自立支援事業の実施

生活保護に至る前段階の状況にある生活困窮者を対象に、自立相談支援機関（市社会福祉協議会）において、年間を通して、生活自立に向けた様々な相談支援事業を行っています。

No. 15 高齢者への総合相談支援事業の実施

No. 20 就学前障がい児等発達支援事業の実施

No. 16 障がい者相談支援事業の実施

No. 21 こどもサポートセンター事業の実施

No. 17 発達障がい者等相談支援事業の実施

No. 22 子育て支援マイサポートチーム事業の実施

No. 18 健康相談の実施

No. 23 家庭児童相談事業の実施

No. 19 薬物の弊害に関する周知の実施

No. 24 栃木市地域福祉計画における位置づけ

(４) 学校等と連携した修学支援・非行防止 (取組み No. 25～28)	
学校を中心とした地域の関係機関等が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための活動に取り組みます。 また、非行や問題行動のある児童生徒に対しても、関係機関等が連携して一貫した支援や指導を行うことにより、教育を受けられる環境等を整備し、健やかな成長を支えます。	
No. 25 スクールソーシャルワーカー配置事業の実施	No. 27 少年補導活動等の実施
No. 26 いじめ防止事業の実施	No. 28 小・中学校における取組み

(５) 民間協力者や関係機関等の活動促進、広報・啓発活動の推進 (取組み No. 29～38)	
更生保護法人栃木明德会や協力雇用主会などの民間協力者の方々や、保護司会や刑務所などの関係機関等の活動を支援し、更生保護活動の活性化を図ります。 また、市が有する様々な媒体を活用し、社会を明るくする運動等の広報活動を後押しし、犯罪をした人等を地域社会で受け入れる環境を整え、犯罪をする人を生み出さない地域をつくります。	
重点 No. 29 社会を明るくする運動への支援 毎年7月の社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間において、以下の様々な取組みについて、その周知啓発等を支援します。 ①社会を明るくする運動栃木市集会 ②街頭啓発一斉広報活動 ③ミニ集会活動	重点 No. 30 栃木保護区保護司会等の更生保護民間団体への支援 更生保護民間団体の活動に対して、広報啓発、保護司の適任者確保のための支援、栃木更生保護サポートセンターの運営に対する支援などを行います。
No. 31 栃木刑務所による矯正展開催への支援	No. 35 各種メディアを活用した PR
No. 32 更生保護法人栃木明德会への支援	No. 36 生活福祉資金の貸付け
No. 33 協力雇用主の開拓	No. 37 市内建設工事入札参加資格審査における、地域貢献の取組みによる格付けへの反映
No. 34 協力雇用主会への支援	No. 38 研修会等の実施による共生社会への理解の促進

(６) 栃木刑務所の取組み (取組み No. 39)
令和元年12月に「再犯防止推進計画加速化プラン」が閣議決定されました。このプランは、国の再犯防止推進計画の中で、「①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進」に関する取組みを加速化させようとするものです。 栃木刑務所では、このプランに即した取組みを実施するため、「再犯防止推進加速化プラン推進委員会」を立ち上げるとともに、再入所者数を減らすため、様々な取組みを行っています。
No. 39 刑務所への再入所者を減らす取組み (ア) 福祉的な支援が必要な高齢者・障がい者に対する「特別調整」の実施 (イ) 刑務所入所中における介護保険申請手続きの実施 (ウ) ベリープロジェクトの実施 (エ) 福祉サービス事前体験の実施 (オ) 福祉講話の実施

(7) 更生保護法人栃木明徳会の取組み

(取組み No. 40)

更生保護法人栃木明徳会は、女性専門の更生保護施設です。同会では、入所者の問題特性に焦点を当て、心身の調和と自己統制力及び適切な自己表現力を養い、また、社会内での適切な対応力や社会生活における常識的な金銭感覚を習得するため、明徳会独自のプログラムである「セルフコントロールプログラム」を始めとする様々な取組みを行っています。

No. 40 更生保護法人栃木明徳会における自立更生の促進に関する取組み

- (ア) セルフコントロールプログラム（特別処遇プログラム）の実施
- (イ) 健全な社会生活を取り戻すための取組み
- (ウ) 薬物処遇重点実施更生保護施設としての取組み
- (エ) 就労の支援
- (オ) フォローアップ事業
- (カ) 農作業を通じた更生支援

(8) 国・県・関係機関等との連携強化

重点 本市は、栃木刑務所や更生保護法人栃木明徳会が所在する自治体であり、再犯防止に関する取組みを実施し、共生社会を実現していくためには、こうした関係機関等や国・県・他市町などとの連携が不可欠です。

共生社会の実現に係る取組みについて、関係機関等と緊密に連携し、サポート体制の構築を図ってまいります。

◆関係機関等との連携◆

NPO 法人栃木県就労支援事業者機構、栃木保護区保護司会、更生保護法人栃木明徳会、協力雇用主会 など。

◆国・県・他市町との連携◆

東京矯正管区、宇都宮保護観察所、栃木刑務所、栃木県（主にくらし安全・安心課）、他市町 など。

5 おわりに（市民の皆様へのお願い）

犯罪のない、安全・安心な地域づくりは、市民の皆様の念願です。そして、再犯防止の取組みは、防犯の取組みに必ず繋がります。

是非とも皆様の寛容な心で温かく見守っていただき、栃木市の再犯防止への取組みに対し、何卒ご理解をいただければ幸いです。そして、地域共生社会の実現に向けてお力添えを賜りたく、心からお願いを申し上げます。